

# JIS

## 石油小形給湯機

JIS S 3024 : 2017

(JHIA)

平成 29 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	會 川 義 寛	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	坂 倉 忠 夫	公益社団法人消費者関連専門家会議
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	都 築 和 代	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 52.3.1 改正：平成 29.2.20

官 報 公 示：平成 29.2.20

原 案 作 成 者：一般財団法人日本燃焼機器検査協会

(〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船 1751 TEL 0467-45-6315)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 會川 義寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 種類	2
3.1 燃焼方式による種類	2
3.2 給排気方式による種類	2
3.3 給水方式による種類	3
3.4 加熱形態による種類	4
4 性能	6
4.1 使用性能	6
4.2 一般品質性能	7
5 構造	10
5.1 一般構造	10
5.2 燃焼方式別の給湯機の構造	11
5.3 給排気方式別の給湯機の構造	11
5.4 給水方式別の構造	11
5.5 油タンクの構造	11
5.6 電気装置、配線部分などの構造	12
5.7 安全装置の構造	12
5.8 空だき防止装置の構造	12
6 材料	12
7 加工方法	13
8 外観	13
8.1 外観	13
8.2 さび止め	13
9 排気筒トップ及び給排気筒	13
9.1 排気筒トップ	13
9.2 給排気筒	14
10 試験方法	14
11 検査	14
11.1 型式検査	14
11.2 製品検査	14
12 表示	15
12.1 定格表示	15
12.2 取扱表示	15

	ページ
12.3 コック, つまみなどの表示 .....	16
12.4 点火・消火又は運転・停止のスイッチの表示 .....	16
12.5 油量計の表示 .....	16
12.6 油タンクの表示 .....	16
12.7 水配管接続部の表示 .....	16
12.8 使用する減圧弁及び逃し弁の表示 .....	16
12.9 接地用端子の表示 .....	16
12.10 型式検査合格の表示 .....	16
13 取扱説明書 .....	17
附属書 A (参考) 材料の板厚 .....	18
解 説 .....	19

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本燃焼機器検査協会（JHIA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 3024:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

## 石油小形給湯機

## Oil burning water heaters for domestic use

## 序文

この規格は、1977年に制定され、その後12回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2013年に行われたが、今回の改正は、水道法及び水道法施行令の規定に基づき定められた給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に係る技術基準を削除し、これに代わる品質特性などを規定するため改正した日本工業規格である。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

## 1 適用範囲

この規格は、灯油、軽油又は重油を燃料とし、燃料消費量<sup>1)</sup>が70 kW以下で、熱交換器容量<sup>2)</sup>が30 L以下の主として給湯に用いる石油小形給湯機（以下、給湯機という。）について規定する。

注<sup>1)</sup> 燃料消費量とは、最大燃焼時における1時間に消費する燃料を発熱量で表したものをいう。

<sup>2)</sup> 熱交換器容量とは、水通路の入口から出口までの水の量をいう。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 9504 人造鉱物繊維保温材
- JIS A 9510 無機多孔質保温材
- JIS B 0203 管用テーパねじ
- JIS B 8407-2 強制通風式バーナー第2部：油バーナー
- JIS B 8410 水道用減圧弁
- JIS B 8414 温水機器用逃し弁
- JIS C 3301 ゴムコード
- JIS C 3306 ビニルコード
- JIS C 3307 600 V ビニル絶縁電線（IV）
- JIS C 3312 600 V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル
- JIS C 3323 600 V けい素ゴム絶縁電線
- JIS C 3327 600 V ゴムキャブタイヤケーブル
- JIS C 3405 自動車—高圧電線
- JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材
- JIS G 3131 熱間圧延軟鋼板及び鋼帯